

答弁書第八一号

内閣参質一八五第八一号

平成二十五年十二月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する再質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十五年十一月二十九日内閣参質一八五第六七号）一について述べた「新規制基準」（以下「新規制基準」という。）の見直しに当たっては、諸外国の原子力施設で発生した事故の情報等入手し、我が国の安全規制に関連する可能性のある情報のスクリーニング等を行うことや、国際原子力機関の規制基準に係る会合等において諸外国の専門家との意見交換や情報収集を行うことが重要であると考えている。

二について

お尋ねの「適合性審査において明らかとなった論点」及び「残された検討課題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個々の申請内容に係る主要な論点等については、原子力規制委員会のホームページにおいて公表している新規制基準に係る適合性審査に関する会合の会議資料等に記載されている。

また、新規制基準に係る適合性審査の今後のスケジュールについては、事業者からの審査資料の提出状

況等によるところが大きいこと、また、地震や津波への対策の強化やシビアアクシデント対策の導入を図るなど御指摘の「旧規制基準」を大幅に見直した上で定めた新規制基準に係る適合性審査であることから、一概にお答えすることは困難である。